

<h1>静岡市報</h1>	No. 36
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**条 例**

- 静岡市まち・ひと・しごと創生推進基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市公共建築物整備基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 8
- 静岡市立清水病院医療研究奨励給与基金条例の一部を改正する条例・・ 9
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例・・ 27

**規 則**

- 静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・ 33
- 静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 34

**告 示**

- 子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・ 37
- 児童福祉法第21条の6に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 静岡市身体障害者福祉法施行細則第25条第2項に規定する身体障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・ 39
- 静岡市知的障害者福祉法施行細則第16条第2項に規定する知的障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・ 40

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市まち・ひと・しごと創生推進基金条例（令和4年静岡市条例第2号）

地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、本条例を制定することとした。

---

◇ 静岡市公共建築物整備基金条例（令和4年静岡市条例第3号）

公共建築物の計画的な長寿命化及び更新に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、本条例を制定することとした。

---

◇ 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第4号）

清水病院における看護職員の処遇の改善を図るため、給料の調整額について、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市立清水病院医療研究奨励給与基金条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第5号）

清水地域の公的医療機関等における医療の向上を目的とした人材育成に要する経費の財源に充てるため、基金の名称及び設置目的を改めるなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第6号）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律等の一部改正に伴い、各手数料について、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第7号）

恩田原・片山地区計画の変更に伴い、恩田原・片山地区整備計画区域の建築物の制限の一部を変更するため、所要の改正をすることとした。

# 条 例

静岡市まち・ひと・しごと創生推進基金条例をここに公布する。

令和4年2月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市条例第2号

### 静岡市まち・ひと・しごと創生推進基金条例

#### (設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「事業」という。）の円滑な推進に資するため、静岡市まち・ひと・しごと創生推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 事業のための寄附金
- (2) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる金額
- (3) 第4条の規定により基金に編入する金額

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

#### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市公共建築物整備基金条例をここに公布する。

令和4年2月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第3号

静岡市公共建築物整備基金条例

(設置)

第1条 公共建築物の計画的な長寿命化及び更新に要する経費の財源に充てるため、静岡市公共建築物整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年2月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第4号

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「100分の2」を「100分の5を超えない範囲内において市規則で定める割合」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の静岡市職員の給与に関する条例第12条第2項の規定は、令和4年2月1日から適用する。



静岡市立清水病院医療研究奨励鈴与基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年2月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第5号

静岡市立清水病院医療研究奨励鈴与基金条例の一部を改正する条例

静岡市立清水病院医療研究奨励鈴与基金条例（平成15年静岡市条例第81号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市清水地域医療人材育成鈴与基金条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 清水地域の公的医療機関等における医療の向上を目的とした人材の育成のための経費の財源に充てるため、静岡市清水地域医療人材育成鈴与基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条第1号中「掲げる」を「掲げる者からの」に改め、同条第2号中「静岡市病院事業会計歳入歳出予算（以下「病院事業会計予算」という。）」を「予算」に改める。

第4条第1項中「病院事業会計予算」を「静岡市一般会計歳入歳出予算」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

寄附者
鈴与株式会社

鈴与建設株式会社
鈴与自動車運送株式会社
清水製薬株式会社

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年2月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第6号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

(静岡市手数料条例の一部改正)

第1条 静岡市手数料条例(平成15年静岡市条例第103号)の一部を次のように改正する。

別表第7中

「

長期優良住宅建築等計画認定申請	住宅を新築する場合	登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(以下「長期使用構造等適合証」という。)を添付した場合	一戸建ての住宅	15,000円	
			一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	5,000円に総戸数を乗じて得た額
				1棟の総戸数が6から10までであるもの	4,000円に総戸数を乗じて得た額
				1棟の総戸数が11から50までであるもの	12,000円に総戸数を乗じて得た額
	長期使用構造等適合証を添付せず、かつ、住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11	一戸建ての住宅	19,000円		
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	12,000円に総戸数を乗じて得た額	
			1棟の総戸数が6から10までであるもの	10,000円に総戸数を乗じて得た額	

年法律第81号) 第5条 第1項に規定する住 宅性能評価書をいう。 以下同じ。)を添付し た場合		もの	
		1棟の総戸数が117,000円に総戸数 から25までである	を乗じて得た額 もの
		1棟の総戸数が266,000円に総戸数 から50までである	を乗じて得た額 もの
		1棟の総戸数が515,000円に総戸数 から100までであ	るもの を乗じて得た額
		1棟の総戸数が4,000円に総戸数 101から200までで	あるもの を乗じて得た額
		1棟の総戸数が3,000円に総戸数 201以上であるも	の を乗じて得た額
長期使用構造等適合	一戸建ての住宅		52,000円
証及び住宅性能評価 書を添付しない場合	一戸建ての住 宅以外の住宅	1棟の総戸数が524,000円に総戸数 までであるもの	を乗じて得た額
		1棟の総戸数が619,000円に総戸数 から10までである	もの を乗じて得た額
		1棟の総戸数が1115,000円に総戸数 から25までである	もの を乗じて得た額
		1棟の総戸数が2613,000円に総戸数 から50までである	もの を乗じて得た額
		1棟の総戸数が5111,000円に総戸数 から100までであ	るもの を乗じて得た額

			るもの	
			1棟の総戸数が101から300までであるもの	10,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が301以上であるもの	9,000円に総戸数を乗じて得た額
住宅を増築し、又は改築する場合	長期使用構造等適合証を添付した場合	一戸建ての住宅		22,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	7,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が6から10までであるもの	6,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が11から25までであるもの	4,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が26から50までであるもの	3,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が51から200までであるもの	2,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が201以上であるもの	1,000円に総戸数を乗じて得た額
			一戸建ての住宅	
長期使用構造等適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	35,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が6から10までであるもの	28,000円に総戸数を乗じて得た額	

					もの	
					1棟の総戸数が1122,000円に総戸数から25までであるを乗じて得た額	
					もの	
					1棟の総戸数が2620,000円に総戸数から50までであるを乗じて得た額	
					もの	
					1棟の総戸数が5117,000円に総戸数から100までであるを乗じて得た額	
					るもの	
					1棟の総戸数が16,000円に総戸数101から200までであるを乗じて得た額	
					あるもの	
					1棟の総戸数が15,000円に総戸数201から300までであるを乗じて得た額	
					あるもの	
					1棟の総戸数が14,000円に総戸数301以上であるものを乗じて得た額	
					の	
長期優良住宅建築等計画	長期優良住宅建築等計画の住宅（譲受人の決定のみを事由とする）	住宅を新築する場合	長期使用構造等適合証を添付した場合	一戸建ての住宅	7,500円	
				一戸建ての住宅	1棟の総戸数が52,500円に総戸数までであるものを乗じて得た額	を
				住宅以外の住宅	1棟の総戸数が62,000円に総戸数から10までであるを乗じて得た額	
					もの	
					1棟の総戸数が111,000円に総戸数から50までであるを乗じて得た額	
					もの	
					1棟の総戸数が51500円に総戸数を乗じて得た額	
					以上であるもの	

変更計画の変更の場合を除く。 認定申請	長期使用 構造等適合証を添付せず、かつ、住宅性能評価書を添付した場合	一戸建ての住宅	9,500円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	6,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が6から10までであるもの	5,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が11から25までであるもの	3,500円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が26から50までであるもの	3,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が51から100までであるもの	2,500円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が101から200までであるもの	2,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が201以上であるもの	1,500円に総戸数を乗じて得た額
		長期使用 構造等適合証及び住宅性能評価書を添付しない場合	一戸建ての住宅	26,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	12,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が6から10までであるもの	9,500円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が11から25までであるもの	7,500円に総戸数を乗じて得た額

			1棟の総戸数が26,500円に総戸数から50までであるもの	を乗じて得た額
			1棟の総戸数が51,500円に総戸数から100までであるもの	を乗じて得た額
			1棟の総戸数が5,000円に総戸数101から300までであるもの	を乗じて得た額
			1棟の総戸数が4,500円に総戸数301以上であるもの	を乗じて得た額
住宅を増築し、又は改築する場合	長期使用 構造等適合証を添付した場合	一戸建ての住宅		17,000円
		一戸建ての住宅	1棟の総戸数が56,000円に総戸数までであるもの	を乗じて得た額
		住宅以外の住宅	1棟の総戸数が65,000円に総戸数から10までであるもの	を乗じて得た額
			1棟の総戸数が113,000円に総戸数から25までであるもの	を乗じて得た額
			1棟の総戸数が262,000円に総戸数から100までであるもの	を乗じて得た額
			1棟の総戸数が1,000円に総戸数101以上であるもの	を乗じて得た額
	長期使用	一戸建ての住宅		44,000円
	構造等適合証を添付した場合	一戸建ての住宅	1棟の総戸数が520,000円に総戸数までであるもの	を乗じて得た額
		住宅以外の住宅	1棟の総戸数が520,000円に総戸数までであるもの	を乗じて得た額



	付しない 場合	1棟の総戸数が6 から10までである もの	16,000円に総戸数 を乗じて得た額
		1棟の総戸数が11 から25までである もの	12,000円に総戸数 を乗じて得た額
		1棟の総戸数が26 から50までである もの	11,000円に総戸数 を乗じて得た額
		1棟の総戸数が51 から100までであ るもの	9,000円に総戸数 を乗じて得た額
		1棟の総戸数が 101から300まで あるもの	8,000円に総戸数 を乗じて得た額
		1棟の総戸数が 301以上であるも の	7,000円に総戸数 を乗じて得た額
譲受人の決定のみを事由とす る計画の変更の場合	一戸建ての住宅 以外の住宅	一戸建ての住宅	2,500円
		1棟の総戸数が5 までであるもの	1,000円に総戸数 を乗じて得た額
		1棟の総戸数が6 以上であるもの	500円に総戸数を 乗じて得た額
地位の承継の承認申請	一戸建ての住宅 以外の住宅	一戸建ての住宅	2,500円
		1棟の総戸数が5 までであるもの	1,000円に総戸数 を乗じて得た額
		1棟の総戸数が6 以上であるもの	500円に総戸数を 乗じて得た額

」

「

長期優良住宅建築等計画認定申請	住宅を新築する場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合	一戸建ての住宅	15,000円	
			一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	15,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	26,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	42,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	68,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	108,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	164,000円
				申請戸数が101から200までであるもの	277,000円
				申請戸数が201から300までであるもの	350,000円
				申請戸数が301以上であるもの	398,000円
	その他の場合	一戸建ての住宅	52,000円		
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	52,000円		
		申請戸数が2から5までであるもの	118,000円		
		申請戸数が6から10までであるもの	187,000円		

		申請戸数が11から25までであるもの	368,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	656,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	1,130,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	2,080,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	2,970,000円
		申請戸数が301以上であるもの	3,640,000円
住宅を住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合は改築する場合	一戸建ての住宅		22,000円
	一戸建ての住宅	申請戸数が1であるもの	22,000円
	住宅以外の住宅	申請戸数が2から5までであるもの	38,000円
		申請戸数が6から10までであるもの	61,000円
		申請戸数が11から25までであるもの	101,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	161,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	245,000円
		申請戸数が101から	415,000円

				ら200までであるもの	
				申請戸数が201から300までであるもの	525,000円
				申請戸数が301以上であるもの	595,000円
		その他の場合	一戸建ての住宅		77,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	77,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	176,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	280,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	550,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	983,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	1,680,000円
				申請戸数が101から200までであるもの	3,120,000円
				申請戸数が201から300までであるもの	4,460,000円
				申請戸数が301以上であるもの	5,460,000円
長	長期優	住宅	住宅の品質確保	一戸建ての住宅	7,500円

に

期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画 変 更 認 定 申 請	良住宅を新築する場 合（譲受人の決定のみを事由とする場合を除く。）	の促進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合	一戸建ての住宅	申請戸数が1であるもの	7,500円
			住宅以外の住宅	申請戸数が2から5までであるもの	13,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	21,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	32,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	53,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	84,000円
				申請戸数が101から200までであるもの	140,000円
				申請戸数が201から300までであるもの	175,000円
				申請戸数が301以上であるもの	194,000円
			その他の場合	一戸建ての住宅	26,000円
住宅以外の住宅	一戸建ての住宅	申請戸数が1であるもの	26,000円		
	申請戸数が2から5までであるもの	60,000円			
	申請戸数が6から10までであるもの	96,000円			
	申請戸数が11から25までであるもの	181,000円			

			申請戸数が26から50までであるもの	323,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	553,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	1,010,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	1,430,000円
			申請戸数が301以上であるもの	1,740,000円
住宅	住宅の品質確保	一戸建ての住宅		17,000円
を増	の促進等に関する	一戸建ての住宅	申請戸数が1であるもの	17,000円
築し、	る法律第6条の規定	宅以外の住宅		
又は	2第5項の規定		申請戸数が2から5までであるもの	30,000円
改築	の適用を受けた		申請戸数が6から10までであるもの	49,000円
する場合			申請戸数が11から25までであるもの	77,000円
場合			申請戸数が26から50までであるもの	128,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	204,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	341,000円

		申請戸数が201から300までであるもの	427,000円
		申請戸数が301以上であるもの	473,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		45,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	45,000円
		申請戸数が2から5までであるもの	99,000円
		申請戸数が6から10までであるもの	159,000円
		申請戸数が11から25までであるもの	301,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	540,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	926,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	1,690,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	2,390,000円
		申請戸数が301以上であるもの	2,900,000円
譲受人の決定のみを事由とする場合			2,500円
地位の承継の承認申請			2,500円

認定長期優良住宅の容積率の特例許可申請	160,000円
---------------------	----------

改める。

第2条 静岡市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第7中

優良宅地 造成認定 申請	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成に係るもの	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満であると	130,000円
--------------------	---	----------------------------------	----------

を

マンション 管理計画 の認定 申請又は 認定の更 新申請	マンション管理適正化推進センターが交付したマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の4各号に掲げる基準に適合していることを証する書面(以下「管理計画認定基準適合証」という。)を添付した場合	長期修繕計画の数が1であるもの 長期修繕計画の数が2以上であるもの	3,800円 3,800円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額
---	--	--------------------------------------	--



	管理計画認定基準適合証を添付しない場合	長期修繕計画の数が1であるもの	26,900円	
		長期修繕計画の数が2以上であるもの	26,900円に1を超える長期修繕計画の数の15,500円を乗じて得た額を加算した額	に
優良宅地造成認定申請	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成に係るもの	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満であるとき。	130,000円	

改める。

別表第9中

	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	110,000円	を
--	---------------------------------------	----------	---

	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	98,000円	に、
--	---------------------------------------	---------	----

	液化石油ガス法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置	17,000円に変更に係	
--	--------------------------------	--------------	--

置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可申請	る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	を
--	------------------------	---

液化石油ガス法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可申請	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	に
---	------------------------------------	---

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和4年2月20日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の静岡市手数料条例（以下「新条例」という。）別表第7の規定は、令和4年2月20日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第7の規定にかかわらず、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた長期優良住宅建築等計画の変更及び認定に基づく地位の承継の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年2月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第7号

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年静岡市条例第71号）  
の一部を次のように改正する。

別表第2の19恩田原・片山地区整備計画区域の表中

「

A地区	建築物の用途の制限	<p>1 次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 図書館</p> <p>(4) 診療所（患者を入院させる施設を有するものに限る。）</p> <p>(5) 特別養護老人ホーム</p> <p>(6) 保育所</p> <p>(7) 幼保連携型認定こども園</p> <p>(8) 畜舎</p> <p>2 1の規定にかかわらず、次に掲げる範囲内において建築する場合は、1（1）から（8）までに掲げる建築物を建築することができる。</p> <p>(1) 建築後の床面積の合計が、土地区画整理法第103条第1</p>	を
-----	-----------	--	---

		<p>項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地指定を受けた土地の従前の土地(以下この表において「従前地」という。)に存していた建築物の静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(令和元年静岡市条例第17号)の施行の日(以下この表において「施行日」という。)における床面積の合計の1.2倍(新築(法第48条の規定に適合するものに限る。以下この表において同じ。))の場合にあつては、1.0倍)を超えないこと。</p> <p>(2) 建築後の1(1)から(8)までに掲げる用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、従前地に存していた建築物の施行日におけるその部分の床面積の合計の1.2倍(新築の場合にあつては、1.0倍)を超えないこと。</p>
--	--	--

「

<p>A地区</p>	<p>建築物の用途の制限</p>	<p>1 次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 図書館</p> <p>(4) 診療所(患者を入院させる施設を有するものに限る。)</p> <p>(5) 特別養護老人ホーム</p> <p>(6) 保育所</p> <p>(7) 幼保連携型認定こども園</p> <p>(8) 畜舎</p> <p>2 1の規定にかかわらず、次に掲げる範囲内において建築する場合は、1(1)から(8)までに掲げる建築物を建築することができる。</p> <p>(1) 建築後の床面積の合計が、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分(以下この表において「換地処分」</p>
------------	------------------	---

に、

		<p>という。)又は同法第98条第1項の規定による仮換地指定(以下この表において「仮換地指定」という。)を受けた土地の従前の土地(以下この表において「従前地」という。)に存していた建築物の静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(令和元年静岡市条例第17号)の施行の日(以下この表において「施行日」という。)における床面積の合計の1.2倍(新築(法第48条の規定に適合するものに限る。以下この表において同じ。)の場合にあつては、1.0倍)を超えないこと。</p> <p>(2) 建築後の1(1)から(8)までに掲げる用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、従前地に存していた建築物の施行日におけるその部分の床面積の合計の1.2倍(新築の場合にあつては、1.0倍)を超えないこと。</p>
--	--	---

「

<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>	<p>建築物の敷地面積は3,000平方メートル以上としなければならない。ただし、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものについては、この限りでない。</p>
----------------------	---

を

「

<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>	<p>建築物の敷地面積は3,000平方メートル以上としなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 換地処分又は仮換地指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの</p> <p>(2) 換地処分の日までの間において、道路、緑地、公園、河川その他これらに類するものに囲まれた土地の全部を一の敷地として使用するもの</p>
----------------------	--

に、

C地区	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は135平方メートル以上としなければならない。ただし、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものについては、この限りでない。	を
-----	---------------	--	---

C地区	建築物の敷地面積の最低限度	<p>建築物の敷地面積は135平方メートル以上としなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 換地処分又は仮換地指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの</p> <p>(2) 換地処分の日までの間において、道路、緑地、公園、河川その他これらに類するものに囲まれた土地の全部を一の敷地として使用するもの</p>	に
-----	---------------	--	---

改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 規則

静岡市規則第6号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年2月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第75条中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(22) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



## 静岡市規則第7号

静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年2月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 条例第12条第2項の市規則で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 静岡市立清水病院に勤務する医療職給料表（3）の適用を受ける職員 100分の2.8
- (2) 井川診療所に勤務する医療職給料表（3）の適用を受ける職員 100分の2

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡市職員の給与に関する条例施行規則第3条第2項の規定は、令和4年2月1日から適用する。

静岡市規則第8号

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月8日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市自転車等駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第227号）の一部を次のように改正する。

第5条中「及び静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場」を「、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場及び静岡市草薙駅北口自転車等駐車場」に改める。

様式第1号中

「

利用を希望する自転車等駐車場（○で囲む。）	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・東静岡駅南口・森下町・安倍川駅西口・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前西・由比駅前
-----------------------	--

を

」

「

利用を希望する自転車等駐車場（○で囲む。）	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・東静岡駅南口・森下町・安倍川駅西口・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前西・草薙駅北口・由比駅前
-----------------------	--

に

」

改める。

様式第2号その1中「及び安倍川駅西口自転車等駐車場」を「、安倍川駅西口自転車等駐車場及び草薙駅北口自転車等駐車場」に改め、同様式（裏）中「ご署名」を「御署名」に改める。

様式第2号その2及び様式第7号中「及び安倍川駅西口自転車等駐車場」を「、安倍川駅西口自転車等駐車場及び草薙駅北口自転車等駐車場」に改める。

様式第10号中

「

利用している駐車場 (○で囲む。)	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・東静岡駅南口・森下町・安倍川駅西口・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前西・由比駅前
----------------------	--

を

」

「

利用している駐車場 (○で囲む。)	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・東静岡駅南口・森下町・安倍川駅西口・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前西・草薙駅北口・由比駅前
----------------------	--

に

」

改める。

様式第12号中「かご」を「籠」に、「かぎ」を「鍵」に改める。

様式第13号中「かぎ」を「鍵」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

## 静岡市告示第83号

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額を定めた告示（令和元年静岡市告示第329号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

第2項の表備考4（1）中「次のいずれかに該当する」を「特定被監護者等のうち2番目の年長者である」に改め、同（1）ア及びイを削り、同4（2）中「次のいずれかに該当する」を「特定被監護者等（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である」に改め、同（2）アからウまでを削り、同備考5中「次の各号に掲げる教育・保育給付認定子ども」を「特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども」に改め、同5（1）及び（2）を削る。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額を定めた告示の規定は、この告示の施行の日以後に行われた子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第10項第5号に規定する教育・保育（以下「教育・保育」という。）の実施に係る同法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額（以下「利用者負担額等」という。）について適用し、同日前に行われた教育・保育の実施に係る利用者負担額等については、なお従前の例による。

静岡市告示第118号

児童福祉法第21条の6に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示（令和3年静岡市告示第75号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則の表備考4（4）を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第119号

静岡市身体障害者福祉法施行細則第25条第2項に規定する身体障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を定めた告示（令和3年静岡市告示第76号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則第1項の表備考4（4）、本則第3項の表備考4（4）及び本則第5項の表備考4（4）を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第120号

静岡市知的障害者福祉法施行細則第16条第2項に規定する知的障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を定めた告示（令和3年静岡市告示第77号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則第1項の表備考4（4）、本則第3項の表備考4（4）及び本則第5項の表備考4（4）を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。